

黒石小学校「いじめ防止対策基本方針」

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心の温かい子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、生徒指導三機能を生かした授業を行い、達成感・成就感・充実感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、学級で決めたルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、いじめは絶対に許さないという姿勢を教員が示し、道徳・学級活動等の充実に努める。また、人権の感性を高め、適宜自己の言動を振り返る機会をもつ。
- (6) 校長がいじめ問題に関する講話を全校朝会で行い、学校としていじめは絶対に許されないということと、いじめに気づいたときにはすぐに担任を始め、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。また、児童がいじめについて考える機会を、生徒指導の主導で設ける。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ生きていること、自他の命の大切さを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、いじめは絶対に許されないことを認識し、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育み、学校・学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。また、いじめを見ても見ないふりをすることはいじめを増長・拡散させることや、いじめを見たら、いじめをやめさせたり、先生に知

- らせたりすることの大切さ、知らせることは決して悪いことではないことを理解させる。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
 - (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置づける。

- (1) 構成員
校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、担任（必要に応じてスクールカウンセラー）
- (2) 活動内容
本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

4 児童の主体的な取組

いじめ問題に関するものについて、児童会として取り組む。

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校はいじめ予防・対策についての取組内容を学校便り等に掲載し、家庭・地域に配付して、広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、適宜いじめの実態や指導方針について説明する機会を持つ。
- (3) 保護者に対し、児童が発する変化のサインに気づいたら速やかに学校に相談することの大切さを伝える。またいじめの解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを伝え、協力を得る。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修

教師自身が人権意識を強く持ち、いじめの防止等の対策に関する校内研修を行い、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの構造、問題にかかわる校内研修会（8月情報交換会） 年2回（8月、11月）
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断 年2回（7月、1月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童や保護者が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童・保護者が信頼関係を築くよう努める。相談対象は全教職員であることを伝える。
- (2) いじめやトラブルで相談を受けた教職員は、訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、守る姿勢で対応することを伝える。
- (3) 教員は児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努めるとともに、日常の観察について、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や言動の変化にも配慮する。
- (4) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより休み時間中の活動においても、児童の様子に目を配るよう努める。
- (5) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と適宜情報交換を行い、連携を深める。
- (8) 相談ポストを設置する。
- (9) 連絡帳から情報を得た場合には必要に応じて児童と教育相談を行う。その内容を保護者に連絡し、連携を深める。
- (10) 保護者に対し、児童の様子が変化したときには速やかに学校に相談することの重要性を伝える。また、いじめの予防・発見・解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることも伝える。（学校便り等を活用する）

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査及び教育相談
 - ・ 児童生活アンケート 年3回（5月、9月、1月）
 - ・ 生活アンケート 年7回（5月、6月、7月、9月、10月、11月、2月）
 - ・ 担任が児童と個別に面談する「教育面談」を学期に1回設定する。また日頃の児童の様子を観察とアンケート回答内容とに差異があった場合にも教育相談を実施する。

- (3) 家庭教育相談日の設定 年4回(6月、7月、12月、2月)
保護者からの教育相談を受け付ける。相談対象は、校長以下全職員とする。

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

○日常のいじめ相談(児童及び保護者)	全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用	副校長
○地域からのいじめ相談窓口	副校長
○インターネットを通じて行われるいじめ相談	学校又は水沢警察署
※24時間いじめ相談電話(県教委)	019-623-7830(24時間対応)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく速やかに管理職に報告し、組織的に対応する。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは速やかに事実関係を把握する。その際には被害者・加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- (3) 「いじめ防止等対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決に当たる。
- (3) いじめの事案について、児童指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを確認する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けることに必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒やすために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭又はスクールカウンセラー等も活用して、丁寧に対応する。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を与える。
- (9) 学校は、速やかに奥州市教育委員会及び関係諸機関に報告する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、奥州市教育委員会及び水沢警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、奥州市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに水沢警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき。【法第 28 条】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに奥州市教育委員会及び関係諸機関に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

奥州市教育委員会の指導・支援の下、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を奥州市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（※関係者の個人情報に留意する。）
- (6) いじめをうけた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止等対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■奥州市教育委員会が調査の主体となる場合

奥州市教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの未然防止・早期発見・対応」にかかわる取組に関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、PTA や地域の会合等がいじめ問題について学校の方針を説明し、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築してより多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにする。